

## 提出意見及び県の考え方

### 1 意見の募集期間

平成26年7月15日（火）から平成26年8月14日（木）まで

### 2 意見の件数

5人 8件

### 3 意見の内容と県の考え方

	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「1学級の園児数30人以下」について、新制度移行後も堅持すべき。</li> <li>○ 自園調理について、「保育を必要とする子どもに該当する園児」に限定すべきではない。</li> <li>○ 非常災害対策として「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」と同基準を設けるべき。</li> <li>○ 子どもの最善の利益をどう守っていけるのかを一番の基準とすべき。</li> </ul>	<p>骨子案に対する賛成意見と受けとめさせていただき、原案のとおりとしました。</p>
2	<p>職員数について、国の基準を上回る配置基準を設けることを求める。 ※同種1件</p>	<p>職員配置については、国の基準に基づいて、公費が給付されることになっており、最低基準としては、国基準を採用せざるを得ないため、原案のとおりとしました。</p> <p>なお、現在の基準を上回る職員配置については、現在、国において検討が行われているところです。</p>
3	<p>食育の観点から、各園の栄養士配置、及びそれを指導する市町の行政管理栄養士配置の義務化を求める。</p>	<p>職員配置については、国の基準に基づいて、公費が給付されることになっており、最低基準としては、国基準を採用せざるを得ないため、原案のとおりとしました。</p> <p>なお、栄養士の配置については、現在、国において検討が行われているところです。</p>
4	<p>食育を充実させるための様々な環境づくりが必要であり、栄養士の配置や会議・研修の実施を求める。</p>	<p>栄養士の配置については、3で述べたとおりです。</p> <p>また、給食担当者に対する研修については、現在も県や市町等で実施しており、今後も市町等とともに充実した研修に努めてまいります。</p>